

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年3月13日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期（自平成26年11月1日至平成27年1月31日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部 ゼネラルマネージャー 大西 浩史
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部 ゼネラルマネージャー 大西 浩史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期 累計期間	第38期 第1四半期 累計期間	第37期
会計期間	自平成25年 11月1日 至平成26年 1月31日	自平成26年 11月1日 至平成27年 1月31日	自平成25年 11月1日 至平成26年 10月31日
売上高 (千円)	931,096	528,073	4,020,705
経常利益又は経常損失 () (千円)	144,766	34,999	1,007,926
四半期(当期)純利益 (千円)	80,342	9,076	648,845
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数 (千株)	15,560	15,560	15,560
純資産額 (千円)	5,009,748	6,631,523	6,647,084
総資産額 (千円)	5,618,224	7,223,164	7,754,318
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.52	0.67	51.63
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	0.67	51.57
1株当たり配当額 (円)	-	-	16.00
自己資本比率 (%)	89.2	91.3	85.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
4. 第37期第1四半期累計期間は、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間（平成26年11月1日～平成27年1月31日）におけるわが国経済は、円相場や原油価格の不安定な状況が若干見られたものの、上場企業の平成27年3月期決算の純利益が前年より約3.5%増え、2年連続で過去最高を更新する見通しになるなど、アベノミクス効果による景気の浮揚感が継続した中で推移しました。

平成26年12月の有効求人倍率は1.15倍と、平成4年3月以来22年9カ月ぶりの高水準となり、企業の採用意欲は引き続き極めて強い状態で、市場全体は活況に推移しました。

このような状況の中、当社におきましては、平成27年3月卒業予定の学生の追加採用ニーズが平成26年夏以降から引き続き底堅く、「就職博」を中心に順調に売上高を伸ばすことができました。また、中途採用ニーズも極めて高い状態で推移し、特に若手人材の人手不足感は一層高まり、20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」の売上高も順調に伸ばすことができました。

一方で、平成28年3月卒業予定の学生から、就活スケジュールが変更されたことに伴い、例年12月にスタートしていたあさがくナビ（朝日学情ナビ）や、大規模な就活イベントの開催がいずれも翌年3月に変更されます。当社では、前第1四半期累計期間でのあさがくナビ（朝日学情ナビ）89百万円や、大規模な就活イベント1億69百万円に相当する商品がいずれも第2四半期の計上になることで、売上高・利益が前年同四半期実績と比較し減少しております。

その結果、当第1四半期累計期間における売上高は5億28百万円（前年同期比56.7%）、経常損失は34百万円（前年同期は経常利益1億44百万円）となりました。

なお、主たる事業である「就職情報事業」については、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間（平成26年11月1日～平成27年1月31日）における新卒採用市場につきましては、平成27年3月卒業予定の学生の採用予定人数が充足していない企業の追加採用ニーズが11月以降も継続し、平成27年3月卒業予定の学生対象の就職博は468ブース（前年同期比148.1%）で順調に推移しました。

一方、平成28年3月卒業予定の学生から、就活スケジュールが変更されたことに伴い、例年12月に開催していた大規模な就活イベントは全て3月に変更されたものの、「後ろ倒しになった就活スタートの前に、学生とのコミュニケーションを増やしておきたい」という企業ニーズは高まり、インターンシップ募集等を目的とした業界研究イベントの引き合いは増加、その結果、就職博全体の売上高は2億96百万円（前年同期比103.1%）となりました。

あさがくナビ（朝日学情ナビ）については、平成28年3月卒業予定の学生向けグランドオープンが12月から3月に移ることにより、売上高は7百万円（前年同期比7.8%）となりました。

また、若手社会人の採用ニーズは引き続き堅調で、20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」は、特に関東地区を中心に、サービス・小売・IT業界といった業種だけにとどまらず幅広い業種の企業からの引き合いが継続、売上高は99百万円（前年同期比154.8%）となりました。

加えて、公的分野商品の主な受託案件の売上計上が、当期は第2四半期になるため、当第1四半期累計期間における就職情報事業全体の売上高は4億89百万円（前年同期比54.7%）となりました。

なお、平成27年1月末時点での就職情報事業全体の引き合いは、前年同時期と比べて約1.4倍となっております。若手人材不足による企業の採用意欲の高さは依然継続し、就活シーズンの変更で採用活動を強化・改善していきたいというニーズも着実にとらえており、極めて好調に推移しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ5億31百万円減少し、72億23百万円となりました。

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ58百万円減少し46億66百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金の減少6億90百万円、現金及び預金の減少1億48百万円、その他の中に含まれる未収入金の増加3億57百万円、有価証券の増加2億99百万円があったことによるものです。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ4億72百万円減少し、25億56百万円となりました。これは主に、投資有価証券の減少4億63百万円があったことによるものです。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ5億18百万円減少し、2億93百万円となりました。これは主に、未払法人税等の減少3億94百万円、賞与引当金の減少79百万円、その他の中に含まれる未払消費税等の減少81百万円があったことによるものです。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ2百万円増加し、2億97百万円となりました。これは、繰延税金負債の増加2百万円があったことによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ15百万円減少し、66億31百万円となりました。これは、四半期純利益9百万円、配当金の支払い1億47百万円、自己株式の処分による自己株式の減少45百万円及び資本剰余金の増加55百万円、新株予約権の増加17百万円、その他有価証券評価差額金の増加4百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様が当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設、就職情報事業に進出し、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・新規事業領域への進出と自社商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・社員の質的向上を図り、営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は、創業以来オリジナリティあふれる独自商品の開発・販売にこだわり続け、さまざまな紆余曲折を乗り越え、独力で会社を成長・発展させてまいりました。その結果、平成18年10月には東京証券取引所第一部に上場し、企業としての一つの大きなステージに到達しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心として、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、近年では、公的機関から雇用対策事業を受託するなど、従来の民間需要だけでなく公的需要も取り込み事業を展開しております。この両輪は、景気循環により少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。平成31年度を最終年度とする中期計画において、売上高を80億円に拡大させるという目標を達成しようとした場合、この両輪に加えてさらなる新しい事業領域への進出、あるいは現在の事業領域におけるブランド力を持った新商品の開発や既存の商品力の一層の強化が不可欠となっております。

こうした中、平成25年1月29日に締結した、株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社との資本業務提携は、弊社が創業して以来初めての戦略的提携であります。当社及び株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社は、かかる提携を通じて、教育・人材関連事業において、さまざまな面でのパートナーシップを深め、相互の企業価値の向上を図っております。平成26年10月期に大幅なりニューアルを行った新卒向け就職サイト「朝日学情ナビ」は、平成28年卒業予定者対象分からは「あさがくナビ」という愛称を加え、イメージキャラクターに女優の高畑充希さんを起用するなど、さらなる商品力強化を株式会社朝日新聞社とともに進めております。

上記を踏まえつつ、当社の今後の中長期的な経営戦略としては、以下を推進していくこととしております。

- ・「ネットとリアルを融合させたトータル提案の実践」
- ・「事業のグローバル化」
- ・「首都圏でのさらなる営業展開の強化」
- ・「Web商品（あさがくナビ・Re就活のさらなる改善と販売推進）」

上記を達成するには、当社全社員の能力向上が必要不可欠であります。当社は“トータルとしての「会社力」の一層の強化”を図りつつ、将来的には、「就職」「人材」という枠にとらわれず「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長し、当社の企業価値の向上を図っていきたくと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役5名で構成され、うち2名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、平成25年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、うち2名は社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年1月24日開催の当社第36期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）することについて承認可決されました。本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為など本プラン所定の要件に該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本定時株主総会における承認を条件として発効するものです。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合にはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年3月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成26年12月8日
新株予約権の数(個)	220(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月23日 至 平成47年1月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 資本組入額 425 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらに準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- 3 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の または に定める場合（ただし、 については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が平成46年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成46年11月1日から平成47年1月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- 4 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
（注）3に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、（注）3に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年11月1日～ 平成27年1月31日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,132,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,426,700	134,267	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	134,267	-

【自己株式等】

平成27年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	2,132,000	-	2,132,000	13.70
計	-	2,132,000	-	2,132,000	13.70

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は2,032,082株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成26年11月1日から平成27年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年11月1日から平成27年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,913,552	2,765,019
受取手形及び売掛金	951,970	261,714
有価証券	704,000	1,003,625
未成制作費	21,633	164,452
前払費用	39,326	32,667
繰延税金資産	74,975	67,577
その他	20,181	372,065
貸倒引当金	305	305
流動資産合計	4,725,335	4,666,817
固定資産		
有形固定資産		
建物	663,228	663,228
減価償却累計額	287,599	291,842
建物(純額)	375,629	371,386
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	5,214	5,247
構築物(純額)	945	912
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	2,902	2,920
機械及び装置(純額)	526	507
工具、器具及び備品	29,910	29,910
減価償却累計額	17,269	17,858
工具、器具及び備品(純額)	12,641	12,052
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	916,199	911,315
無形固定資産		
ソフトウェア	133,697	126,062
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	140,202	132,567
投資その他の資産		
投資有価証券	1,778,770	1,315,440
前払年金費用	9,879	11,224
差入保証金	54,884	54,584
保険積立金	116,825	119,170
その他	19,271	19,093
貸倒引当金	7,050	7,050
投資その他の資産合計	1,972,580	1,512,463
固定資産合計	3,028,983	2,556,346
資産合計	7,754,318	7,223,164

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	108,736	106,770
未払金	41,430	61,398
未払法人税等	394,822	760
賞与引当金	115,000	35,300
その他	151,860	89,458
流動負債合計	811,849	293,686
固定負債		
長期未払金	217,800	217,800
繰延税金負債	56,824	59,393
長期預り保証金	20,760	20,760
固定負債合計	295,385	297,953
負債合計	1,107,234	591,640
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金	2,274,274	2,329,996
利益剰余金	3,715,032	3,576,401
自己株式	963,413	918,227
株主資本合計	6,525,892	6,488,170
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	103,920	108,312
評価・換算差額等合計	103,920	108,312
新株予約権	17,271	35,040
純資産合計	6,647,084	6,631,523
負債純資産合計	7,754,318	7,223,164

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年1月31日)
売上高	931,096	528,073
売上原価	574,568	232,357
売上総利益	356,527	295,716
販売費及び一般管理費	250,122	368,361
営業利益又は営業損失()	106,404	72,644
営業外収益		
受取利息	325	314
有価証券利息	18,590	25,068
受取配当金	1,844	1,563
受取家賃	12,333	12,317
その他	7,507	1,579
営業外収益合計	40,601	40,843
営業外費用		
不動産賃貸原価	2,231	2,197
新株予約権発行費	-	1,000
その他	7	-
営業外費用合計	2,239	3,197
経常利益又は経常損失()	144,766	34,999
特別利益		
投資有価証券売却益	-	53,614
特別利益合計	-	53,614
税引前四半期純利益	144,766	18,614
法人税、住民税及び事業税	39,463	1,999
法人税等調整額	24,960	7,539
法人税等合計	64,423	9,538
四半期純利益	80,342	9,076

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

未成制作費

前事業年度(平成26年10月31日)及び当第1四半期会計期間(平成27年1月31日)

出版物の制作途中にある案件、及び、受託済みの就職支援事業案件の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年11月1日 至平成27年1月31日)
減価償却費	15,455千円	15,517千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年1月24日 定時株主総会	普通株式	61,639	5	平成25年10月31日	平成26年1月27日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成26年11月1日至平成27年1月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年1月23日 定時株主総会	普通株式	147,707	11	平成26年10月31日	平成27年1月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成26年11月1日至平成27年1月31日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年11月1日 至平成27年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円52銭	67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	80,342	9,076
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	80,342	9,076
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,327	13,498
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	67銭
(算定上の基礎)	-	-
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加額(千株)	-	133
(うち新株予約権(千株))	-	(133)

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 3月10日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西方 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年11月1日から平成27年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年11月1日から平成27年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成27年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。